

重要事項説明書（ソーラー割／デンチ割）

本記載事項は、電気事業法に基づきお客さまに供給する電気のご契約（以下「本需給契約」といいます。）に関する重要事項の説明を目的とするものです。必ず最後までお読みいただき、十分ご理解いただいたうえでお申込みください。本需給契約の詳細は、お客さまのマイページ（当社が提供するお客さまの閲覧用サイトをいいます。以下同じです。）または当社ホームページ（https://tepcols.co.jp/service/solar_denchi/）下部の当社電気需給約款および各種メニュー定義書（以下併せて「需給約款」といいます。）をご確認ください。

なお、当社からお送りする「契約完了のご連絡」と題するメールまたはマイページの「契約内容のご確認」（以下総称して「契約締結後書面」といいます。）において本記載事項を引用した場合、本記載事項も契約締結後書面の一部となります。

◆ オール電化など、割引契約に加入されている場合、料金が高くなったり、現在契約中の電力会社から違約金を請求されたりすることがあります。特に IH クッキングヒーターや、電気給湯器をご使用されている方は、現在のご契約内容のご確認をお願いいたします。

◆ お客さま情報取得に関する権利の委任

本需給契約の申込み必須事項に不足がある場合、①当社がお客さまの代理として、お客さまが現在ご契約されている小売電気事業者に、本需給契約の締結にあたり必要なお客さま情報の照会を行うこと、および、②当社が、当該照会により開示されたお客さま情報を加えた内容で、お客さまからの申込み内容を確定することについて、ご承諾いただきます。当社は、契約手続き完了のお知らせと共に、当該確定後の内容をお知らせいたします。なお、上記ご承諾に基づき当社が①の照会および②の確定を実施する期間は、お申込日から電気の供給開始日までとします。

1. 料金およびその算定方法

- ・ 料金

料金は、電力量料金、デンチ割、ソーラー割、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。電力量料金は、その1月の使用電力量により、以下の単価を適用して算定いたします。

供給区域	1キロワット時あたりの単価	
	契約電流60アンペア以下または契約容量6キロボルトアンペア以下	左記以外
北海道電力ネットワーク	29円50銭	31円50銭
東北電力ネットワーク	26円40銭	27円50銭
東京電力パワーグリッド	26円40銭	27円50銭
中部電力パワーグリッド	26円40銭	27円50銭
北陸電力送配電	21円30銭	22円40銭
関西電力送配電	22円40銭	23円40銭
中国電力ネットワーク	24円40銭	25円40銭
四国電力送配電	24円40銭	25円40銭
九州電力送配電	23円40銭	24円40銭

- ・ ソーラー割

「ゼロからソーラー」サービスを利用されるお客さまには、ソーラー割を適用いたします。毎日1時から6時までの使用電力量に対し、次の割引率を設定いたします。本割引はデンチ割との併用が可能です。

供給区域	割引率	
	適用開始日の1年後の日が 属する月の末日まで	適用開始日の1年後の日が 属する月の翌月1日から
北海道電力ネットワーク	10%	
東北電力ネットワーク	15%	10%
東京電力パワーグリッド	10%	
中部電力パワーグリッド	10%	
北陸電力送配電	10%	
関西電力送配電	10%	
中国電力ネットワーク	10%	
四国電力送配電	10%	
九州電力送配電	15%	10%

- ・ デンチ割

「ゼロからデンチ」サービスを利用されるお客さまには、デンチ割を適用いたします。
毎日1時から6時までの使用電力量に対し、10%の割引率を設定いたします。
本割引はソーラー割との併用が可能です。

2. 使用電力量の算定および料金調定の方法

使用電力量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器（以下「スマートメーター」といいます。）により計量いたします。料金の算定期間は、計量期間、検針期間または月末締め（毎月1日から末日までの期間）（以下「計量期間等」といいます。）とし、お客さまの設備状況等に応じて当社が決定いたします。料金の算定期間が月末締めの場合で、当該地域の一般送配電事業者から受領した使用電力量の速報値と確報値との間に、通信不良等の理由で差異が生じた場合は料金の差額を翌月以降に精算いたします。

なお、計量期間等の途中で①電気の供給開始、②本需給契約の終了が生じた場合、各事由が生じた日までの使用電力量に基づき料金を算定いたします。

3. 料金の支払方法

料金のお支払い方法は、原則として、口座振替となります。

電気料金は「ゼロからソーラー」および「ゼロからデンチ」のリース料金と合わせてお支払いいただきます。

4. 当社からの通知・連絡等

当社からの契約締結後書面の交付、検針票、請求書の送付、その他通知、連絡等はすべて電磁的方法（電子メール、当社ホームページまたはスマートフォンアプリ等を利用する方法をいいます。）で提供することについてご承諾いただきます。郵送でのお知らせには対応しておりません。

5. 契約期間

本需給契約は、当社がお申込みを承諾した日から直後に到来する 3 月の計量日の前日までとなります。

6. 契約の更新

契約期間満了日の 3 月前までに、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、契約期間満了後も 1 年毎に同一条件で更新されます。更新に関しては、以下の事項を承諾していただきます。

- ・ 当社が更新前に契約更新後の契約期間のみを書面を交付せずに説明すること
- ・ 当社が更新後に当社の名称および住所、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号をメール、ホームページその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせすること

7. 申込みの方法

Web ページまたは当社の代理店経由で申込みいただけます。お客さまは、あらかじめ需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

また、お申込み内容が、当該地域の一般送配電事業者が保有する情報（以下「託送情報」といいます。）と一致しない場合、当社は、当該託送情報に基づき修正した内容で、お客さまの申込み内容を確定いたします。

8. 供給開始予定年月日

当社は、供給準備その他必要な手続を経たのち、契約締結後書面でお知らせします。

9. 供給電圧および周波数

供給電圧は、100V、200V または 100V および 200V といたします。

周波数は、お客さまが電気を使用する場所の供給区域ごとに以下のとおりとなります。

(北海道電力送配電、東北電力ネットワークおよび東京電力パワーグリッドエリア)

50Hz (ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60Hz)

(中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電および沖縄電力エリア)

60Hz (ただし、長野県の一部は 50Hz)

10. 契約電流・契約容量の決定方法

契約電流は、お客さまの申出によって定めます。契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、当社の各種メニュー定義書に定める算式によって算定された値といたします。

11. 工事に関する費用と支払方法

電気の供給や使用に必要な工事等は、当該地域の一般送配電事業者の託送供給等約款に定める標準工事の範囲内の場合（計量器がアナログメーターの場合にスマートメーターへ取り替える場合を含みます。）、一般送配電事業者の負担で行います。標準工事の範囲外である場合で、当社が一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合、当社はその実費を工事費負担金として、別途当社が指定する口座への振込によりお客さまにお支払いいただきます。

12. 不正使用にかかる違約金

電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れたときには、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金として、別途当社が指定する口座への振込によりお客さまにお支払いいただきます。

13. お客さまにお守りいただく事項等

- ・ スマートメーターの確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電

気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または当社が、お客様の承諾を得て、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

- ・ 一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障が生じた場合、またはお客様の電気工作物に異状もしくは故障が生じたことにより一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡ください。
- ・ その他、託送約款等における需要者に関する事項をご確認ください。

14. お客様からの申出による契約の変更および終了

- ・ お客様が需給契約の変更を希望される場合は、新たに需給契約を希望される場合に準じて、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- ・ お客様が本需給契約の終了を希望される場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。ただし、供給先の変更を理由とする場合は、変更先の小売電気事業者等に需給契約の申込みをしていただくことで、お客様と当社の需給契約を解約することができます。
- ・ 当社への申出は、「ゼロからでんき」サービスのお問い合わせ先までお願いいたします。

15. 当社からの申出による契約の終了

当社は、以下の場合には、本需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、解約日の15日前までにその旨をお客様にお知らせいたします。

- ・ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
- ・ お客様が料金（他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を含みます。）の支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・ 需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ・ お客様が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ・ お客様が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合
- ・ お客様が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ・ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合
- ・ その他の理由でお客様が明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認

めた場合

- ・ お客さまがその他需給約款に反した場合

16. 需給約款の変更等

当社は、需給約款を変更することがあります。この場合、この場合、当社は、あらかじめ変更後の需給約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により、周知します。

需給約款その他の供給条件（以下「需給約款等」といいます。）の変更とともにない当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下のいずれかの方法により行うことについて、承諾していただきます。

- ・ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載すること
- ・ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載すること
- ・ 上記にかかわらず、需給約款等の変更が、本需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明し、契約変更後の書面交付をしないこと

小売電気事業者の名称・「ゼロからでんき」サービスのお問い合わせ

TEPCO ライフサービス株式会社（登録番号 A0679）

東京都港区東新橋 2 丁目 9 番地-1 CIRCLES 汐留 7 階

連絡先:03-4405-0565 （平日 10 時から 17 時まで）

契約解除（クーリング・オフ）に関する事項

次のことは、お客さまが、「特定商取引に関する法律」に定める訪問販売 または 電話勧誘販売により契約された場合にのみ適用されます。

- ① 当社の勧誘を受け、契約を締結した日（その日の前に同法第 4 条または第 18 条の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日）から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面により契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- ② ①に記載した事項にかかわらず、お客さまが、当社が同法第 6 条第 1 項もしくは第 21 条第 1 項の規定に違反して契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または、当社が同法第 6 条第 3 項もしくは第 21 条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、当社が交付した同法第 9 条第 1 項ただし書きまたは第 24 条第 1 項ただし書きに定める書面を契約者等が受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、お客さまは、書面により当該契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- ③ 契約のお申込みの撤回または契約の解除は、当該契約のお申込みの撤回または契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
- ④ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合においては、当社は、その契約のお申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。
- ⑤ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合には、既に契約に基づき役務の提供を受けた場合でも、当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。
- ⑥ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は、速やかに、その全額を返還いたします。
- ⑦ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に係る役務の提供に伴いお客さま等（同法第 9 条第 1 項又は同法第 24 条第 1 項のお申込者等をいう。）の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

【注意事項】

ゼロからでんきベーシックプランへの切替日以降に契約解除（クーリング・オフ）をされますと、電気が使えなくなりますので、契約解除の申請にあたっては、あらかじめ新たな電気の契約を締結してください。